

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 訓練促進資金貸付けの対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。

2 住宅支援資金貸付けの対象となる者は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。

なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。

(貸付けの種類及び貸付額)

第3条 貸付けの種類及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 訓練促進資金

- ① 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。
- ② 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

(2) 住宅支援資金

- ① 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。
- ② 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（月額上限7万円）とする。

(貸付方法及び利子)

- 第4条 訓練促進資金及び住宅支援資金は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。
- 2 訓練促進資金は、連帯保証人を立てる場合、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1パーセントとする。
 - 3 住宅支援資金の利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

- 第5条 第4条第2項の連帯保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条の規定による延滞利子を含むものとする。ただし、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が、未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

(貸付けの申請)

- 第6条 訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けようとする者は、会長が別に定める書類を会長が定める期間内に会長に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

- 第7条 会長は、第6条の規定により書類の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、貸付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

(貸付資金の交付)

- 第8条 第7条の規定による貸付決定の通知を受けた者は、会長が指定する日までに会長が別に定める書類を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定により書類の提出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めるときは、交付決定するものとする。

(貸付契約の解除)

- 第9条 会長は、貸付契約の相手方（以下「貸付けを受けている者」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。
- 2 会長は、貸付けを受けている者が訓練促進資金又は住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第10条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、岡山県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。
- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。
- (2) 前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の免除の申請)

第11条 第10条及び第15条に規定する返還の債務の免除を受けようとする者は、会長が別に定める書類を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により貸付金の返還の免除の申請があったときは、その内容を審査の上、適当かどうかの決定を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第12条 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

- (2) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第10条第1項第1号に規定する業務に従事しなかったとき。
 - (3) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、第10条第1項第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。
- (1) 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 貸付終了後1年が経過したとき。
 - (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

（返還の債務の履行猶予）

第13条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
 - (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- 2 訓練促進資金及び住宅支援資金の裁量猶予については、次のとおりとする。
- (1) 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
 - ① 第10条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき。
 - ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
 - (2) 会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
 - ① 第10条第2項第1号に定める就業期間中であるとき。
 - ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還猶予の申請等）

第14条 第13条に規定する返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、会長が別に定める書類を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により、貸付金の返還の債務の履行猶予の申請があったときは、その内容を審査の上、適当かどうかの決定を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第 15 条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事したとき。

返還債務の額の一部

2 会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた住宅支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該規定に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部

(2) 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部

(延滞利子)

第 16 条 会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権とし

て調定しないことができる。

(届出及び報告)

第 17 条 本制度による貸付けを受けた者等は、本制度の貸付けの目的を達成するために必要な書類の提出又は報告しなければならない。なお、書類の提出又は報告の内容等は会長が別に定める。

(連帯保証人の変更)

第 18 条 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときは、会長が別に定める書類により会長に申請し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」(平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 8 号厚生労働事務次官通知)、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」(平成 28 年 3 月 7 日雇児発 0307 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
なお、旧要綱に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
なお、旧要綱に基づき実施している事業の取り扱いについては、従前の例によるものとする。
ただし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日の間に貸付決定した者から延滞利子を徴収する場合には、年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 4 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
なお、旧要綱に基づき実施している事業の取扱いについては、従前の例によるものとする。
- 5 この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。